平成２９年（フ）第４５号
群馬県前橋市力丸町123番地１
債務者　小島　千明（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　　忍
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
三重県名張市新田1280番地18
債務者　惠良　雅彦
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　仁美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第５３３０号
大阪府八尾市東山本町４丁目２番８―101号
債務者　大成ハウジングこと　竹田　伊織
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石埜　太一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２３号
大阪府高槻市牧田町５番16―506号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目32番35号
債務者　旭野　博文
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７２４号
大阪府高槻市牧田町５番16―506号、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目32番35号
債務者　旭野　順子
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　嘉樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
奈良県橿原市新堂町137番地の４
債務者　堀川　有子
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒木　秀夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月22日午前10時35分
５　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県揖保郡太子町鵤623番地　K’ｓＧａｒｄｅｎ　Ａ棟202号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町馬場267番地11
債務者　鹿野　裕史
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３号
兵庫県宍粟市山崎町中比地５番地１
債務者　赤木　義光
１　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　貴司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午前11時
５　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第７号
山形県寒河江市大字寒河江字石田43番地の９ストーンハウスＥ
債務者　志藤　明彦
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９１号
北九州市小倉北区日明４丁目６番30―608号、住民票上の住所北九州市小倉北区朝日ケ丘１番７号（ＭＯＯＮ朝日ケ丘Ｂ棟107号）
債務者　濱田まさ子
１　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６号
北海道北斗市七重浜７丁目13番２号
債務者　久保田雪絵
１　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第５８号
函館市上湯川町11番11―201号
債務者　湊　　里恵
１　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９号
岐阜県大垣市安井町５丁目16番地１　ダイアパレス大垣　303号
債務者　清水　春江
１　決定年月日時　平成29年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第５２号
愛知県みよし市三好町折坂75番地１　グリーンステージ203号
債務者　小牧　和仁
１　決定年月日時　平成29年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６号
埼玉県ふじみ野市上福岡２丁目８番11号　メゾントゥサルディ105、前住所埼玉県ふじみ野市北野１丁目３番25号　ハイツＮＡＣ202
債務者　川崎千鶴子
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５９号
埼玉県川越市大字笠幡4004番地２（笠幡団地４号棟102号室）
債務者　柳澤伸一郎（旧姓富山）
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６４号
埼玉県富士見市上沢１丁目11番25号
債務者　川上　　勲
１　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部